

議提第6号

小松島市議会の会期等に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を、小松島市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

平成27年6月25日

小松島市議会議長 井村 保裕 殿

提 出 者	小松島市議会議員	出 口 憲二郎
	〃	宮 崎 欽 司
	〃	広 田 和 三
	〃	佐 野 善 作

小松島市議会の会期等に関する条例の一部を改正する条例

小松島市議会の会期等に関する条例（平成25年小松島市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条中「その日後」を「その日の前後」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

小松島市議会の会期等に関する条例（平成 25 年小松島市条例第 27 号）新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>（定例日）</p> <p>第 2 条 法第 102 条の 2 第 6 項に基づく定例日は、次のとおりとする。ただし、定例日が小松島市の休日を定める条例（平成元年小松島市条例第 32 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日に当たる場合は、<u>その日後</u>においてその日に最も近い日を定例日とする。</p> <p>(1) 6 月 10 日</p> <p>(2) 9 月，12 月及び翌年 3 月の 5 日</p>	<p>（定例日）</p> <p>第 2 条 法第 102 条の 2 第 6 項に基づく定例日は、次のとおりとする。ただし、定例日が小松島市の休日を定める条例（平成元年小松島市条例第 32 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日に当たる場合は、<u>その日の前後</u>においてその日に最も近い日を定例日とする。</p> <p>(1) 6 月 10 日</p> <p>(2) 9 月，12 月及び翌年 3 月の 5 日</p>	<p>改正</p>